

閣副事態第28号
消防運第4号
平成27年1月27日

各都道府県国民保護担当部局長 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

内閣参事官

（公印省略）

消防庁国民保護・防災部防災課

国民保護運用室長

（公印省略）

国民保護共同訓練の実施について（依頼）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第42条において、指定行政機関の長等は国民保護措置に関する訓練を行うよう努めることとされており、内閣官房と消防庁は共に、地方公共団体との共同訓練を実施してきたところです。

特に、再来年の主要国首脳会議、平成31年のラグビーワールドカップ、続く平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催等を見据え、テロ対処能力の向上を図ることは喫緊の課題となっており、「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）の政府方針に基づき、万全の対策をとる必要があります。

国民保護法に基づく国民保護措置は、地方公共団体が国と相互に連携協力し、的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない法定受託事務として、地方公共団体が実施主体として重要な役割を担うものですが、国民保護法施行から10年が経過した現在、各都道府県の共同訓練の実施回数に大きなバラツキが生じています。

共同訓練は、国民保護事案の対処能力の維持・向上のほか、自然災害等の初動対応にも十分資するものであることから、自然災害を含む地方公共団体の危機管理能力の底上げのためにも、積極的に取り組んでいただきたいと考えており、国と地方公共団体との共同訓練を増進するため、平成27年度政府予算（案）において、国民保護訓練費負担金の増額を行ったところです。

つきましては、特に近年、共同訓練を3年以上未実施の団体、過去に1、2度しか共同訓練を実施していない団体及び大規模イベント等を誘致している団体におきましては、早期に国との共同訓練を実施いただきますようお願いいたします。

消防庁国民保護・防災部 国民保護運用室 （担当）木本、長谷川、新田、早坂 TEL：03-5253-7550 FAX：03-5253-7543
--